

# 下水道は何でも流せるわけではありません！

## 下水道使用のルール

「公共下水道」「農業集落排水」「浄化槽」は、何でも流せるというものではありません。

### ① 油や残飯は流さないで

油は排水管の中で固まるので、管が詰まる原因となります。残飯や野菜くずも詰まりや悪臭の元になります。

### ② 水に溶けない紙は流さないで

ティッシュペーパーや紙おむつなどは水に溶けないため、排水管やポンプを詰まらせてしまいます。

### ③ タオルや布は流さないで

タオルや布も詰まりの原因となりますので、誤って下水道に流してしまわないよう注意してください。

### ！月に数件の異常が発生しています

水に溶けない紙やタオルなどの布が下水道に流れ込んだことが原因で、汚水を下流へ送水するポンプが詰まったり、壊れたりする事例が実際に起こっています。

これは、皆さんが気をつけることによって防ぐことができますので、ご協力をお願いします。

## 井戸水など（上水道以外の水）をご使用の方へのお願い

公共下水道、農業集落排水、市町村設置型浄化槽をご利用の方で、上水道以外の水を使用している場合には、使用している人数を使用料の計算に使っています。

このため、次のような場合には使用料の計算方法が変わりますので、速やかに届け出をお願いします。

### 使用人数が増減があったとき

例) 転入、転出、出生、死亡、進学などによって使用人数が変わった。

### 使用している水の種類が変わったとき

例) 井戸水のみを使用から、井戸水と上水道の併用になった。井戸水と上水道の併用から、上水道のみの使用となった。

ポンプに物が詰まると、ポンプを引き上げて分解し修理しなければいけません。



● 問い合わせ 下水道課管理係 ☎ 0824-73-1175

# 始まりました 「生活困窮者自立支援制度」

4月から生活困窮者の支援制度が始まりました。

働きたくても働けない、離職により住む所がないといったことがあれば、まずはご相談ください。

この制度では次のような支援を行います。

### ● 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。

### ● 自立相談支援事業

生活に困り事や不安を抱えている場合は、庄原市社会福祉協議会に設置した相談窓口にご相談ください。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

### 支援対象者

本市に在住の方で経済的な問題などで生活にお困りの方。（生活保護受給者は除きます。）

※この相談事業による貸付や給付はありません。

### 支援対象者

再就職のために住居の確保が必要な、次のいずれにも該当する方。

#### ① 65歳未満

#### ② 離職などから2年未満

#### ③ 世帯の生計を維持している方

※支給に関しては、収入や資産など一定の要件を満たしている方が対象となります。

### 相談窓口

庄原市社会福祉協議会

「自立相談支援事業たんぽぽ」

（自立相談支援事業は、庄原市社会福祉協議会へ委託し実施します。）

### ● 問い合わせ

社会福祉課生活福祉係

☎ 0824・73・1166